

○「新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査業務委託」に係る質問及び回答

通し番号	質問日	質問	回答
1	4月3日	今後本施設の建替えについて、PFI事業における事業者募集や従来方式における設計者選定を行うこととなった場合、今回の業務を受託した会社が募集条件作りに携わった関係者とみなされて事業者募集や設計者選定への参加資格を失うことは無いのか。	参加資格を失うことはない。 なお、PFI手法の導入については、まずは本調査において、建設・運営方式のメリット・デメリット等を整理したうえで、本施設に適する方式を検討していきたいと考えている。
2	4月3日	募集要項P.3.8(4)過去における類似業務実績：類似業務実績3件の参考として、弊社の実績に関するパンフレット等を添付することは可能か。	パンフレット等を添付いただいて構わない。 なお、電子メールでの提出の場合は、パンフレット等の電子データ(PDF形式)を添付の上、提出すること。紙媒体の場合は、パンフレット等を併せて提出すること。
3	4月3日	募集要項P.3.8(5)見積書：独自提案の費用も、委託料に含めて提案するが、見積書内訳において当該費用部分について別建てとする必要はあるか。	独自提案の費用について、見積書内訳において別建てとする必要はない。
4	4月3日	仕様書の受託候補者決定後に協議することは可能か。特に仕様書P.4.7その他(4)著作権アの「成果物の著作権は、成果物を引渡したときに全て県に帰属する。受託者は、県に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。」については契約の段階において協議をお願いしたい。	受託候補者と協議の上、業務委託仕様書の内容を決定するが、公募用の仕様書を基本とさせていただきたい。
5	4月3日	仕様書P.2.5(1)オ 敷地利用計画・施設配置計画の検討は県が別途提示する候補地(2～3箇所)について行い、候補地を絞ったうえで、P3.5(3)基本図面等の作成では1敷地について検討するという理解でよろしいでしょうか。	敷地利用計画・施設配置計画の検討についても、「基本図面等の作成」と同様に、最終的に建設候補地として決定した1敷地のみの作成である。
6	4月3日	仕様書P.2.5(1)イ 必要な施設・設備、施設規模等の検討：「設置すべき設備・機器」は前項アの調査・検討で支援・指導機能に必要な設備・機器を対象とし、建築設備の検討は含まない理解でよろしいか。	支援・指導機能に必要な設備・機器を対象とし、建築設備(建築基準法第2条第三号で定義されている「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針」)の検討は含まない。
7	4月3日	仕様書P.3.5(4)基本計画案作成の支援：ここでいう基本計画書(案)とは、5.業務内容(1)～(3)の検討結果についてとりまとめるという理解でよいか。	委託業務内容(1)～(3)の検討結果を基に、基本計画書(案)に記載する内容については、県との協議により決定することとしたい。
8	4月3日	基礎調査業務委託に選定された場合でも、その後の基本設計や実施設計業務のプロポーザルへの参加資格はあるか。	参加資格の制限はない。